

寄稿 4

イノベーションのオープン化と 新興する知財マーケット —後編その2—

OPEN INNOVATION AND THE EMERGING IP MARKET - Part 3

経済協力開発機構科学技術産業局経済分析統計課 エコノミスト／政策分析専門家（執筆時） 柳澤 智也

Economic Analysis and Statistics Division, Directorate for Science, Technology and Industry, OECD Economist/Policy Analyst Tomoya Yanagisawa

抄録

イノベーション創出のためにはアイデアや技術の円滑な流通が必要不可欠となっている今日の世界においては、知的財産の流動性を向上することがますます重要になってきています。

こうしたなか、知財マーケットにおいて特許取引を専業とする様々なビジネスが新興してきており、今や特許の流動性に大きな影響を及ぼすようになってきています。急速に進化する知財マーケット及び知財スペシャリスト企業のビジネスモデルがイノベーションエコシステムにどのような影響を及ぼしているのかについて理解を深めることは、今後それらの発展を最も社会全体の利益につながる方向に導くための政策を検討する上で、非常に重要になると考えられます。

本稿では、新興する知財スペシャリスト企業のビジネスモデル、活動内容、機能などを分析し、知財マーケットの全体像を概観したいと思います。

1. はじめに

これまで、「前編」、「後編—その1—」と2度にわたって新興する知財マーケットについて論じてきましたが、今回で最終回となります。もう一度だけお付き合いいただければと思います。

「前編」では、イノベーションのオープン化と知財マーケットの関係について説明すると共に、知財スペシャリスト企業の活動を、その目的・機能によって(1)知財マネジメント支援、(2)知財取引促進メカニズム、(3)知財ポートフォリオ構築&ライセンス、(4)防衛的特許収集/特許共有フレームワーク、(5)知財ファイナンスの5つのカテゴリーに分類し、それぞれに含まれるビジネスモデルの内容を簡単に紹介することにより、知財マーケットの全体像を俯瞰しました。

そして、「後編—その1—」では、上記の5つのカテゴリーのうち(1)、(2)、(3)の3つのカテゴリーに属する知財スペシャリスト企業のビジネスモデルを、具体例を交えつつ紹介しました。

今回は、まず残りの2つのカテゴリー、すなわち、(4)防衛的特許収集/特許共有フレームワーク、および(5)知財ファイナンスについて紹介し、その後、知財スペシャリ

スト企業のビジネスモデルの発展に起因して生じている課題について述べたいと思います。

また、知識・技術の流通・普及を円滑化しイノベーションを促進するための知財システムを構築するには、どのような政策が有効かという点にも触れたいと思います。

2. 知財スペシャリスト企業の機能とビジネスモデル

まずは、知財マーケットの全体像をもう一度確認しておくために、その全体構成を簡単にまとめた表を再掲載します(表1.参照)。

この表は、知財スペシャリスト企業の活動を、その目的・機能によって(1)知財マネジメント支援、(2)知財取引促進メカニズム、(3)知財ポートフォリオ構築&ライセンス、(4)防衛的特許収集/特許共有フレームワーク、(5)知財ファイナンスの5つに分類し、知財マーケットの全体像を可視化したものです。

以下、前回紹介できなかった(4)防衛的特許収集/特許共有フレームワーク、および(5)知財ファイナンスについて紹介していきたいと思えます。

なお、今回紹介する2つのカテゴリーに属する各知財スペシャリスト企業の活動状況について、本文には紹介しき

れなかった企業のものも含め、参考資料として文末に掲載しましたので、その情報も参考にしてください(本文末の参考資料参照)。

2.1. 防衛的特許収集／特許共有フレームワーク

防衛的特許収集ファンド

近年、製品・サービスを実際に提供している企業の特許侵害で訴えて和解金や損害賠償金を得ることを主な目的として、外部から特許を買い集めようとする者が現れてきています。一部の者によるそうした行動が、ある特定の知財戦略の出現を促しました。いくつかの企業が、資金や労力を要する不要な特許訴訟に巻き込まれるのを防ぐ目的で、自身にとって「危険な特許」、すなわち特許権を積極的に行使する者の手に渡った場合に紛争の火種となる可能性のある特許を、それらの者が手に入れる前に買い集め、誰も権利行使できないように管理する(例えば、自社内で眠らせておくなど)という試みを開始したのです(Monk, 2009)。

こうした動きに歩調をあわせるように、防衛目的、すなわち誰も権利行使できないように管理することだけを目的として特許を買い集める知財スペシャリスト企業が現れてきました。

このような知財スペシャリスト企業として、Open Invention Network (Box6 参照), RPX (Box7 参照)、Allied Security Trustなどがあげられます。これらの企業は、もしも攻撃的な特許権行使者の手に渡ったとしたら紛

争の火種となりかねない「危険な特許」を買い集め、所定の条件を満たす者(例えば「危険な特許」を購入するための資金を援助してくれる者など)に無償でライセンスするというビジネスモデルを採用しています。

特許共有フレームワーク

防衛目的で特許を集める取り組みの全てが商業ベースでなされているわけではありません。上記の防衛的特許収集のような取り組みに加えて、特許を収集して、それらを全ての者に無償でライセンスすることによって、ある技術に関する特許の利用を円滑化し、その特許技術を普及させようとする新たな取り組みが、特定の技術分野において行われ始めています。

そうした取り組みとして、グリーンテクノロジーの分野におけるEco-Patent Commons、オープンソースソフトウェアに関するPatent Commons Project、そして途上国における医薬関連技術へのアクセスを高める目的で設立されたGSK patent poolなどがあげられます。

具体的な活動内容として、例えばPatent Commons Projectは、特許権者からオープンソースコミュニティに対しては権利行使しないという約束をとりつけた特許に関する情報を、オンラインデータベースを通じて広く公衆に提供することによって、ソフトウェア開発者やユーザーが権利行使される心配をせずに既存のオープンソースソフトウェアを利用して更なる開発に取り組むことができるような環境を提供しようとしています。この件に関して更言うと、IBMは2004年にLinux kernelに対しては自社の特

表1. 知財スペシャリスト企業の機能・ビジネスモデル

機能	ビジネスモデル	企業例
1. 知財マネジメント支援	知財ポートフォリオ構築支援、知財価値評価、知財ライセンス支援、知財訴訟支援 etc.	ipCapitalGroup, Inflection Point, TAEUS, Chipworks, ThinkFire etc.
2. 知財取引促進メカニズム	知財取引仲介(知財ブローカー)	iPotential, PCT Capital etc.
	オンラインIPマーケット	InnoCentive, NineSigma etc.
	知財オークション／知財ライセンス権取引所 TLO(大学等における技術移転)	Ocean Tomo, IP Auctions.com, IPXI etc. Stanford Office of Technology Licensing, Flintbox etc.
3. 知財ポートフォリオ構築 & ライセンス	パテントプール設立・管理	MPEG LA, Via Licensing, SISVEL, ULDATE etc.
	研究開発&特許ライセンス 知財収集&ライセンス	Qualcomm, Rambus, WiLAN etc. Intellectual Ventures, Acacia etc.
4. 防衛的特許収集／特許共有フレームワーク	防衛目的知財収集ファンド、知財コモンズ	Open Invention Network, RPX, Eco-Patent Commons etc.
5. 知財ファイナンス	知財担保融資、知財投資ファンド、知財活用支援ファンド etc.	Intellectual Ventures, Royalty Pharma, Altitude Capital etc.

Source: Yanagisawa, T. and Guellec, D., "The Emerging Patent Marketplace", OECD working papers, 12. 2009.

1) 本稿に掲載する知財スペシャリスト企業の情報の多くは2009年末時点のもですが、知財スペシャリスト企業のビジネスモデルは社会の変化に敏感に反応して急速に変化を遂げる性質を有するものであるため、その活動状況を表すデータも大きく変化している可能性があります。その点ご注意ください。

Box 6. Open Invention Network

Open Invention Networkは、IBM, NEC, Novell, Philips, Red Hat, Sonyといった産業界からの支援を後ろ盾として2005年に設立された知財スペシャリスト企業で、Linux Systemに対して特許侵害を主張しようとする者の脅威からオープンソースコミュニティを守ることによってLinux関連イノベーションを促進することを目的とした事業を行っています。

オープンソースメカニズムによるLinuxの開発は、ソフトウェア及びハードウェア産業におけるイノベーションに大きく貢献してきました。Linuxコミュニティがイノベーションを急激に促進することができたのは、ソフトウェア開発者・開発企業が、ソフトウェアコードを蓄積した共有ライブラリーに自由にアクセスし、そこに蓄積された情報やツールを利用して更なる開発作業を進めることができたからだと考えられます。つまり、このモデルでは、開発者は既に存在するLinuxのコードを改良することだけに集中することができ、開発時のベースとなる既存コードをゼロから作り上げるという作業をしなくて済んだのです。事実、Linuxコミュニティは、開発作業負担をコミュニティ全体で共有することによって、性能の高いソフトウェアを低い

コストで効率よく作り上げています。Linux Systemにおけるイノベーションを持続させるためには、開発者間のオープンな形態でのコラボレーションを確保していくことが極めて重要と考えられます。

こうしたオープンソースメカニズムの特性を踏まえ、Open Invention Networkは、Linux Systemに関する重要な特許が協力的な環境の下で共有されるように、Linux System関連技術をカバーする特許を収集して、Linux関連特許ポートフォリオを構築し、それらの特許群をある条件に同意しさえすれば誰でも無料で利用できるようにしています。その条件とは、Linux System関連技術の利用者に対しては自身の所有するいかなる特許も行使しないというものです。

Open Invention Networkは、こうしたサービスを提供することによって、Linux開発者やユーザーなどのLinuxコミュニティが特許に関する紛争に巻き込まれる心配をすることなく、Linuxをより積極的に活用できるような環境を作ろうとしているのです。2009年3月時点で、Open Invention Networkは275件以上のLinux関連特許及び特許出願を収集・蓄積しています。

Box 7. RPX

サンフランシスコに本拠を置くRPXは、2008年に設立された知財スペシャリスト企業で、特許権を、権利行使(ライセンス料徴収や侵害訴訟提起)目的ではなく、単に自社内にそっと保管しておく目的で買い集めるといったビジネスモデルを採用しています。RPXへの出資者には、ベンチャーキャピタルである Kleiner Perkins Caufield & Byers や Charles River Venturesなどが含まれており、後者は、「後編-その1-」で述べた元マイクロソフトCTOのNathan Myhrvold氏らによって設立された知財スペシャリスト企業Intellectual Venturesの出資者としても知られています(Klee, 2009)。先にも述べたようにRPXのビジネスモデルは、他の特許ファンドなどが採用するビジネスモデル、すなわち、特許を買い集めて強力な特許ポートフォリオを構築し、それをライセンスすることで収益を得るといったビジネスモデルとは対極に位置するものです。RPXは、権利行使するために外部から特許を買い集めているのではないと表明しています。RPXがしていることは、積極的に特許権行使を行う企業などが購入してしまうと侵害訴訟につながる可能性のある特許を誰も行使することができないように買い集め、管理しておくということです。

RPXが特許を買い集めるための資金は、ベンチャーキャピタルからの出資金と、メンバー企業からの会費から構成されています。RPXのメンバー企業はその規模によって3万USドル~500万USドルの年会費をRPXに支払う必要がありますが、その代わりにRPXが購入した全ての特許を無償で利用する権利を得ることができます。2009年時点で、IBM, Cisco Systems, Panasonic, Philips, LG Electronics, Samsung, TiVo, Seiko-Epson, Sonyを含む14社がメンバーとして登録されてい

るとのことです。メンバー企業には、RPXがどの特許を購入すべきかについて決定する権利はありません。もしもRPXの特許ポートフォリオ構築戦略が自社の戦略に沿ったものではなくメリットが少ないと判断すればメンバーシップの更新を行わずに退会することが可能です。その場合でも、自分がメンバーであった期間にRPXが購入した特許についての無償の実施権は保持されます。

RPXは様々なソースから特許や特許ライセンスを購入しています。例えば、RPXは暗号化技術に関するある重要特許についてのライセンスを、Acacia Research (収集した特許を行使することによって収益を得るといったビジネスモデルを採用する企業の一つ)から取得しています。このAcaciaとの取引は、Panasonic, Samsung, LG Electronics, PhilipsがRPXのメンバーになるのを後押ししました。なぜならその時Acacia Researchは、ブルーレイシステムがその特許を侵害していると主張して、電子機器メーカー18社を訴えていたからです。

RPXは、自身では購入した特許を権利行使することはありませんが、それらをメンバー企業に無償ライセンスした後に他の知財スペシャリスト企業に再販売するなどして、非メンバー企業からの特許侵害防止措置をとることもあります。また、RPXは、権利者から限定的条件で特許ライセンスを取得するといった購入方法を用いることにより、当該権利者に、第三者を特許侵害で訴える権利を残しつつ、自身のメンバー企業だけはその特許技術を自由に利用できるようにする場合もあります。このような取引形態を採用することによって、RPXは、非メンバー企業がRPXの購入した特許にフリーライドすることを防止しようとしているのです(Hansell, 2009)。

RPXは、User-interface DesignやCall-center Managementといった広い分野に応用可能な特許を中心に購入を進めています。またRPXは、将来侵害の主張がなされる可能性がある特許や既に侵害の主張がなされている特許を取得しようと、市場

の動きに目を光らせています (Klee, 2009)。こういった特許を購入すべきかという判断が、このビジネスモデルをうまく機能させていくための今後の大きな課題となるでしょう。

許権を行使しないと宣言し、さらに2005年には、オープンソースソフトウェアコミュニティで活動する個人や団体に対して、500件のソフトウェア関連特許を無償で開放しました。また、Nokiaも2005年に、自身の所有する特許をLinux kernelの開発促進のために開放することを発表しました。更にSun Microsystemsも、2005年に、Open Document Format (ODF) for Office Applications (OpenDocument) v1.0とその後続版の利用に対しては、自身の特許を行使しないと宣言しています。

なお、このオープンソースソフトウェア開発にみられるオープンな形態でのコラボレーションという考え方は、Wikipediaなどのオープンソース百科事典プロジェクトからオープンソース航空機設計プロジェクトに至るまで様々なプロジェクトに応用されています。NASAさえもこの考え方を採用しており、火星表面のクレーターの特定及び分類を行うために“clickworkers”と呼ばれるボランティアの科学者達を活用しています (Watson, 2008)。

このように、特許共有フレームワークは、オープンソースソフトウェア開発にみられるオープンな形態でのコラボレーションの発展を支える重要なツールとなるかもしれません。しかし、当該フレームワークは、知識の供給者や特許の供給者に金銭的対価をもたらすものではないため、今後この取り組みを更に発展させていくには、特許権者らに対して、自分の知識や特許を他人に無償で利用させようというインセンティブをいかにうまく与えていくかという点が大きな課題になると考えられます。

2.2. 知財ファイナンス

このカテゴリーに属するのは、例えば、知財担保融資、知的財産に着目した投資、そして知財証券化など、知的財産をベースとした金融商品を提供するビジネスモデルです。こうしたビジネスモデルを採用する知財スペシャリスト企業は、取引相手の知的財産の価値を注意深く評価したうえで、取引相手に対して様々な形態で資本を投入しています。以下、このカテゴリーに属する知財スペシャリスト企業が採用するビジネスモデルのうち典型的なものをいくつか紹介します。

知財担保融資

知財担保融資を行っている企業は、一般に取引相手が保有する知的財産の一部又は全部を担保として資金の貸し付けを行っています。これら企業のビジネスモデルは、不動産や株式といった、金融取引において伝統的に用いられてきた資産に着目するのではなく、融資先の知的財産の価値を考慮して融資を行うという点で従来とは異なっていると言えます。

知財投資ファンド

このカテゴリーに属する企業のビジネスモデルは、資本市場などから集めた投資資金を用いて経済的価値が高いと考えられる発明に関する知的財産権を収集し、それをライセンスすることでリターンを得るというもので、先に説明した「知財収集&ライセンス」ビジネスを行う企業の一部が採用するビジネスモデルと同様のものです。

具体的には、大学、研究機関、個人発明家、スタートアップ企業など、将来有望な技術を産み出す可能性を有する様々な「発明創造源」に投資を行い、その見返りとして投資対象発明に関する知的財産権を取得します。知的財産権を取得する際には、互いに関連する多くの補完的な知的財産権を戦略的に取得することによって、ターゲットとする発明及び当該発明から生まれる応用技術をもれなくカバーする強固な知財ポートフォリオを構築するようにします。そして、構築した知財ポートフォリオを活用したライセンスプログラムを実行することによって収益をあげていくのです。

上記のような知的財産を自ら買い取ってマネジメントしていく形態ではなく、知財マネジメントファンド(大学・研究機関などが有する有望な技術に関する特許を取得することによって特許ポートフォリオを構築し、それを広くライセンスすることで収益を得るビジネスを行う企業)に投資を行う場合もあります。

このようなビジネスモデルを採用する企業として、産業革新機構、インテレクトチュアル・ディスカバリー、Intellectual Venturesなどがあげられます。

産業革新機構は、日本政府と16の民間企業の共同出資によって2009年7月に設立された投資ファンドで、2010

年8月には、ES細胞、癌、アルツハイマー、バイオマーカーの4分野に特化して投資を行う知財マネジメントファンド「LSIP」への出資を行うと発表しました。「LSIP」へは、産業革新機構が最大10億円(当初6億円)の出資を行う他、武田薬品工業など民間企業数社が数千万円ずつ出資することです。また、ファンドの運営は、製薬大手OBらが2009年7月に立ち上げた民間会社「知的財産戦略ネットワーク」が担う予定のようです。

インテレクチュアル・ディスカバリーは、韓国政府主導で2010年9月に立ち上げられた知財投資ファンドで、公的研究機関、大学、国内外の企業からLEDや3D技術といった有望な分野の特許などを買い入れ、特許ポートフォリオを形成し、それを広くライセンスすることによって企業等が競争力を高めていけるよう支援していく方針とのことです。

その他、フランスでも政府主導での知財投資ファンドが立ち上げられており、こうした知財投資ファンドの枠組みを利用することで、既存の組織の壁を越えた知識や技術の共有・流通を促進し、イノベーションを刺激しようとする動きが広がりを見せているようです。

これらのビジネスを行う主体は、まだマーケットに登場したばかりのため、その活動がイノベーションにどのような影響を及ぼすのかについて分析するのは時期尚早と考えられます。しかし、このビジネスモデルは、有用な知的財産を創出した発明者に更なる研究開発を進めるための研究資金を供給する機能を有するとともに、投資対象とした発明に関連する特許を広くライセンスすることを通じて、当該発明を世の中に円滑に流通・普及させる役割を果たす可能性も有するものであるため、オープン化が進むイノベーションエコシステムにおいて、イノベーションを促進するための重要なメカニズムとなるかもしれません。

知財ストラクチャードファイナンス

このカテゴリーに属する知財スペシャリスト企業は、既にロイヤリティ収入をあげているような経済的価値の高い知的財産を所有する者に資本を提供する代わりに、それらの者が所有するロイヤリティ回収権などを当該所有者から法的に切り離れた形で取得し、取得した権利を管理していくことによって収益をあげるというビジネスモデルを採用しています。

こうした知財ストラクチャードファイナンスに関するマーケットは、1990年代初めに現れましたが、これまでのところ、知財ストラクチャードファイナンス契約のほとんどは、ライフサイエンス分野において締結されています。そして当該マーケットは、現在でもDRI Capital、Royalty

Pharma、Cowen Healthcare Royalty Partnersなどのごく少数のライフサイエンス系知財ロイヤリティ回収ファンドによって支配されています(Yurkerwich, 2008)。

例えば、DRI Capitalは、10億USドル超の投資資金を運用する投資ファンド運営企業で、ヘルスケア分野におけるロイヤリティ回収権を保有している企業への投資に特化した事業を行っています。DRI Capitalは、資金提供の見返りとして企業、大学、研究機関、個人発明家などから譲り受けたロイヤリティ回収権を管理することを通じて、これまでに8億5000万USドル以上のロイヤリティを得ています(DRI Capital, 2008)。

またRoyalty Pharmaは、1996年の事業開始以来、例えば、Lyrica[®]に関するロイヤリティ回収権をNorthwestern University から7億USドル、Remicade[®]に関するロイヤリティ回収権をNew York University から6億5千万USドル、Humira[®]に関するロイヤリティ回収権をAstraZeneca から7億USドル、そしてEmory Universityのemtricitabineに関するロイヤリティ回収権をGilead Sciencesと共同で5億2500万USドルでそれぞれ購入するなど、多くのロイヤリティ回収権を取得しており、2007年には約3億8500万USドルのロイヤリティ収入をあげています(Royalty Pharma, 2009a)。

ライフサイエンス以外の分野では、同ビジネスはそれほど一般的ではありませんが、alsoT IPやパテントファイナンスコンサルティングなどの知財スペシャリスト企業が、ライフサイエンス分野に特化することなく、他の様々な分野の技術に関する知的財産も対象としたストラクチャードファイナンスサービスを提供しています。

経済的リターンを生み出してはいるものの目先の資金調達ニーズに合致しない知的財産を所有する機関などは、本カテゴリーに属する知財スペシャリスト企業が提供するサービスを利用することによって、将来見込まれるライセンス収入を一括して現金化することが可能となります。そして、そうして得た資金を、製品製造ラインの増強や、新技術の開発、その他の組織運営活動などに投入することが出来るようになります。

このように、本カテゴリーに属する知財スペシャリスト企業が採用するビジネスモデルは、有望な知的財産を所有してはいるものの、短期的な資金が不足し更なる研究開発への投資余力がない企業・大学などにおけるイノベーション活動を促進する可能性を有していると考えられます。

知財活用支援ファンド

このカテゴリーに属する知財スペシャリスト企業(以下、

便宜上「知財活用支援ファンド」と呼びます)は、投資家などから調達した資金を、第三者に対して権利行使可能な知的財産権を所有する者に投資するというビジネスモデルを採用しています。こうした者に対して投資を行う目的は、投資先の知財権者が自身の知的財産権を行使(例えば特許訴訟や特許ライセンスなど)して得た収益の一部を取得することにあります。

また、知財活用支援ファンドは、投資先の企業などが自身の知的財産権をより戦略的に管理し、そこから得られる経済的価値を最大化することができるように、多くの場合知財コンサルティングなどのサービスも併せて提供しています。

これら知財活用支援ファンドの例として、Altitude Capital Partners (Box8参照)、NW Patent Funding、IgniteIP、Coller IP Capitalなどがあげられます。

これらの知財活用支援ファンドが提供するサービス、すなわち知的財産権を行使するためのノウハウや資金に関する支援を行うサービスは、自身の知的財産権から収益を得たいと考えながらもリソースの欠如や資金的な理由から権利行使できずにいる知財権者の戦略的な知的財産権活用を促進させ、それらの者のイノベーション活動の活性化に貢献するかもしれません。

一方、このようなビジネスモデルは不要な特許侵害紛争を奨励するものであり、イノベーションを阻害しかねないという意見があるのも事実です。

3. 政府・公的機関における知財マーケット発展のための取り組み

政府や公的機関もまた、知財マーケットが有する技術・知識の創造・流通促進機能の重要性を理解しており、知財取引に関する市場を発展させるための様々な取り組みを行っています。取り組みの内容は、知的財産の活用方法についてのセミナーの開催から、ライセンス可能な特許の情報を集めたデータベースの構築・提供、知的財産のライセンス契約に関するガイドラインの策定、そして知的財産の流動性に影響を与える法律・規則の改正まで様々です(OECD, 2006)。

こうした取り組みが、知財マーケットの発展にどのような影響を与えているのかを定量的に把握することは困難ですが、知財マーケットを取り巻く環境の改善に貢献していることは間違いありません。

以下に、政府や公的機関が提供しているサービスの一部を簡単に紹介します。

3.1. ライセンス可能な発明に関する情報の提供

いくつかの政府機関や公的研究機関では、特許ライセンス取引の活性化・円滑化を目的として、中小企業、大学、研究機関などが所有するライセンス可能な特許の情報を蓄積したデータベースを公衆に提供するなど、誰もがライセンス可能な特許の情報に簡単にアクセスできるような環境整備に努めています。

例えば、欧州委員会は、欧州連合が関与する研究開発プログラム及び移転可能な技術シーズについての情報提供を行う Community Research and Development Information Service (CORDIS) という機関を設立しました。

また、ドイツでは、39の民間機関及び公的機関からなる INSTI という機関が、イノベーションマーケットと呼ばれる、技術の売却希望者と購入希望者とをマッチングさせるためのオンラインプラットフォームを提供しています(OECD, 2006)。

さらに、英国知財庁(UKIPO)及びドイツ特許商標庁(DPMA)は、ライセンス可能な特許についての情報を、自身のウェブサイト上に構築したオンラインデータベースを通じて公衆に提供しています。

日本でも、工業所有権情報・研修館(INPIT)が、ライセンス可能な特許に関する情報(特許権者に関する情報、特許の登録番号、ライセンス希望金額など)に、誰もが無料でアクセスできる特許流通データベースを自身のウェブサイト上で提供しています。このデータベースには、2010年9月時点で、約45,500件のライセンス可能な特許の情報が蓄積されています。また、INPITは2009年4月に、ライフサイエンス分野におけるリサーチツールに関する特許のうちライセンス可能なものを蓄積した新しいデータベースの提供も開始しました。

3.2. マッチングサービス

ライセンス可能な特許に関する情報を提供するだけでなく、知識・技術の流通を促進するために、より踏み込んだ政策、例えば技術の買い手と売り手をマッチングさせるサービスなどを提供する政府・公的機関も存在します。例えば、欧州委員会によって1995年に構築された Innovation Relay Centres (IRC Network) は、前述のCORDISと共同のオンラインシステムを利用した技術の売り手と買い手のマッチングサービスや、企業におけるイノベーション戦略・知的財産マネジメント・ライセンス交渉についてのコンサルティングサービスなどを提供していました(OECD,

Box 8. Altitude Capital Partners

ニューヨークを本拠とするAltitude Capital Partners (以下Altitude)は、2005年に設立されたプライベートエクイティファンドで、2億5000万USドルの資金を、第三者に権利行使することが可能と考えられる戦略的な知財ポートフォリオを有する企業に投資することを中心とした事業を行っています。Altitudeが運営するファンドの投資家には、巨大ファンドや、その他の機関投資家などが含まれています。2005年のファンド設立以来、2009年末までにAltitudeは16件以上の投資を行っています。主にインターネットコマース、高速データ通信、ネットワークセキュリティ、半導体チップ設計などの技術に関する知財ポートフォリオを所有する企業を対象として投資を行っています。

Deep Ninesへの投資例

Altitudeの投資事例の一つとして、2000年に設立されテキサス州ダラスに本拠を置くネットワークセキュリティサービス会社であるDeep Ninesへの投資があげられます。2007年、Altitudeは800万USドルをDeep Ninesへ投資しました。その当時Deep Ninesは、McAfeeの特許侵害で訴えている最中でした。Deep Ninesが所有する技術は、ウィルスなどがコンピュータネットワークに侵入するのを効果的に防ぐために、いくつかの異なるタイプのネットワークセキュリティ機能を一つのシステムに統合するというものでした。Altitudeによる資金援助によって、Deep Ninesは自社の販売活動、研究開発活動、そして特許権行使活動などを強化することができるようになりました。

一方、投資の際の契約によって、Altitudeは、Deep Ninesの株式を取得するだけでなく、Deep Ninesが、自身の特許権を行使(特許ライセンスや特許侵害訴訟)して収入を得た場合には、その一部についても取得できることになっていました(Altitude Capital Partners, 2007)。

この点、上記のDeep NinesのMcAfeeに対する特許権行使活動の概要は以下のとおりです。2006年、Deep Ninesは、ファイアーウォールへの攻撃を発見する技術に関する自身の特許を侵害しているとして、McAfeeを訴えました(Seyfer, 2007)。2008年7月15日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所の陪審員は、McAfeeのIntruShieldが、Deep Ninesの特許を侵害しているとの見解を示し、1800万USドルの損害賠償を命じました。そして、2008年7月29日、Deep NinesとMcAfeeは、McAfeeがDeep Ninesに2500万USドル支払うことで和解に至りました。なお、和解契約には、両社がこの技術に関連する全ての特許をクロスライセンスするという内容も含まれていました(McAfee, 2009)。

Altitudeは、上記の契約に基づいて、McAfeeがDeep Ninesに支払った2500万USドルの一部を取得したものと考えられます。

Vistoへの投資例

Altitudeの投資に関する他の例として、モバイルEメールソ

フトウェアの開発を行うVisto社への投資事例を紹介します。2007年、Altitudeは、Vistoに3500万USドルを投資しました(Barron, 2008)。Vistoは当時、MicrosoftやResearch In Motion (RIM)を含む複数の企業を、サーバーとモバイル装置間の情報を同期させる技術に関する自身の特許を侵害しているとして訴えている最中でした(Vardi, 2007)。

対Microsoftのケースでは、Vistoは、2005年12月にEメールをインターネットから無線機器に自動的に配信する技術に関する自身の3件の特許を侵害しているとして、同社をテキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴えました。結局、VistoとMicrosoftは、2008年に和解するに至りました。この和解内容の詳細は発表されていませんが、Vistoはプレスリリースで、Microsoftと金銭的及び非金銭的対価を含むライセンス契約を締結したと述べています。

対RIMのケースでは、Vistoは2006年にRIMの特許侵害でテキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴えました。そして2009年7月、RIMとVistoは、両社が全ての特許紛争に関して和解に至ったと発表しました。共同で出されたプレスリリースによれば、和解の主な内容として、RIMはVistoの所有する全ての特許に関して無期限のライセンスを取得すること、Vistoの特許の一部をRIMに譲渡すること、RIMが2億6750万USドルを一括払いすることなどが含まれていました(RIM, 2009)。

Altitudeは、Vistoがこうした紛争を通じて得た和解金の一部をリターンとして取得した可能性があります。

MercExchangeへの投資例

Altitudeの投資案件のうち最も有名なものとして、MercExchangeに625万USドルの投資を行った件があげられます(Seyfer, 2007)。MercExchangeといえば、eBayを相手取った特許侵害訴訟において、米国最高裁判所が、永久的差止命令を認めるべきか否かについて判断をする際には衡平法上の原則が適用されるべきであると判示したことで有名です。

この事件の概要は次の通りです。2001年、MercExchangeは、eBayのオンラインオークションインターフェイスのうちの「Buy It Now」機能(ユーザーがオークションに参加せずに固定価格で品物を購入できる機能)が、自身の3件の特許を侵害しているとして、ヴァージニア州東部地区地方裁判所に訴状を提出してeBayを訴えました。この訴訟は、2006年に最高裁判所から地裁に差し戻され、同地裁は2007年に、eBayに対して3000万USドルの支払いを命じました。

2008年になって、eBayとMercExchangeは、本紛争が和解に至ったと発表しました。eBayはプレスリリースの中で、和解条件の一部として、同社は訴訟対象となっていた3つの特許に加え、関連技術や関連発明、そして今回の訴訟の対象とはなっていない他の検索関連の特許ポートフォリオのライセンスなどを買収することで合意したと明らかにしています(eBay, 2008)。なお、和解の金銭的条件については非公開でしたが、Altitudeは、この事件を通じてMercExchangeが得た収益の一部を取得したかもしれません。

2006)。IRC Networkが提供していたサービスは、現在、40カ国に散らばる約600の会員組織から構成されるEnterprise Europe Networkに全て引き継がれています。

また、米国においては、1989年に設立されたNational Technology Transfer Center (NTTC) が、連邦政府の資金によって開発された技術の公衆への提供、技術の製品化支援、知財マネジメント支援、技術移転に関する人材育成プログラムの提供、そしてビジネスパートナー探索の支援などのサービスを提供しています(OECD, 2006)。NTTCは、2009年11月時点で、約7000人に対して450以上の技術移転に関するトレーニングプログラムを提供しています。

日本では、INPITが、知的財産制度及び技術移転に関する専門知識を有する約100名の特許流通アドバイザーを日本全国に派遣し、地域の企業、大学、そして研究機関の特許ライセンス活動の活性化を支援しており、1997年の事業開始以来、このプログラムを通じて12000件以上の知財取引が締結されています(JPO, 2008b)。

3.3. ライセンスガイドラインの策定

いくつかの政府・公的機関は、ゲノム解析やバイオテクノロジーの分野におけるリサーチツールなど、後続の研究を行うためには必須の基礎技術の普及を促進し、それらの技術分野における研究開発を加速させるため、特許ライセンスに関するガイドラインを策定しています。

例えば、OECD加盟各国は、2006年に、医療分野で使用される遺伝子関連発明のライセンス契約に関する原則及びベストプラクティスを提供する「医療分野における遺伝子関連発明のライセンスに関するガイドライン」(以下、「OECDライセンスガイドライン」と呼びます)を採択しました。このOECDライセンスガイドラインは、遺伝子関連発明に関する技術そのもののライセンスだけではなく、その知的財産権のライセンスに対しても適用されるものとされています。また米国では、1999年にNational Institutes of Health (NIH) が、自身が投資した研究から生まれた技術に第三者が円滑にアクセスできるようにするためのガイドラインを公表しています。日本でも、2007年に総合科学技術会議が、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の利用の円滑化を目的としたガイドラインを策定しています。

3.4. 特許ライセンス活動に対する規制の明確化

競争法の適用手法の明確化

米国司法省(Department of Justice)がMPEG-2のパテ

ントプールに対して、当該パテントプールの運営内容が競争法上適切か否かについての考え方を示したビジネスレターが、他の技術に関するパテントプールの設立・運営条件を決定する際の基準とされたように、知的財産権取引に影響を及ぼす規制措置の執行権限を有する競争当局などが、どのような場合に規制措置を執行するのかについての考え方を明確化することは、特許及び技術の円滑な流通・普及を促進させるため大変重要であると考えられます。各国政府は、こうした事実を踏まえ、特許や技術のライセンス活動に影響を与える規制を執行する際の規制当局の考え方を明確化しオープンにしていくことに注力しています。

例えば、米国においては、競争委員会(Federal Trade Commission)と司法省(Department of Justice)が、知的財産権を含む取引に対する競争当局の考え方を普及させ、取引行為が反競争的とみなされるか否かについての取引参加者の予見可能性を高めることを目的として、1995年に"Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property"を、そして2007年に"Antitrust Enforcement and Intellectual Property Right: Promoting Innovation and Competition"を、それぞれ公表しています。また、欧州では、競争政策における規制の明確化を図るために行われた広範な競争法改正の一環として、2004年、特許ライセンス契約やノウハウ契約、ソフトウェア著作権契約などに関する規制を含む「技術移転契約に関する一括適用除外規則」が改訂されました(OECD, 2006)。日本でも、公正取引委員会が2005年に「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」というガイドラインを公表し、技術標準に関するパテントプールの形成についての独占禁止法の適用についての考え方を明確化することによって、パテントプールを設立しようとする者の予見可能性を高めようとしています。また、公正取引委員会は、知財取引に含まれる各種制限条項(例えば、販売数量の制限、販売地域の制限、販売価格の制限など)に対する独占禁止法の適用についての考え方を明確化することによって知財取引の適正化・円滑化を図ることを目的として、2007年に従来の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999年策定)を全面的に改定し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表しています。

特許権者救済制度の調整

一方、近年、将来における特許侵害行為を防止するための差止制度や、過去の特許侵害に対する補償を目的とした損害賠償制度など、特許侵害訴訟において特許権者側が主張可能な権利者救済制度を政策レバーとして用いること

で、知的財産権の取引市場の秩序を維持し、市場の健全な発展を促そうとする動きも見られるようになってきました。裁判所が特許侵害訴訟において認めるであろう損害賠償額やその他の補償についての訴訟当事者の予測は、特許権の経済的価値及びそのライセンス契約や売買契約に関する当事者の行為態様に大きな影響を与え得るからです。

例えば2006年、米国の連邦最高裁判所は、eBay と MercExchange 間の特許侵害訴訟において、裁判所は、特許権侵害の事実を確認したからといって自動的に差止め請求を認めるのではなく、伝統的な衡平法の考え方に基づいて差止めの可否を判断しなければならない旨判示しています。また、米国連邦最高裁判所は、Quanta Computer Inc. 対 LG Electronics 事件において、最初の特許ライセンス契約の際に、後に当該特許を利用した製品を購入した者に移転される権利を制限することが意図されていたとしても、権利消尽が生じ得ることを認めています。日本では、2007年に経済産業省が、ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則を公表し、ソフトウェアに係る特許権の行使が特許法の法目的を逸脱しイノベーションを阻害する場合には、民法に規定されている権利濫用の法理が当該特許権の行使に対して適用される可能性があるとの考え方を示しています (METI, 2007)。

3.5. 特許ライセンス促進のための金銭的インセンティブ

いくつかの政府は、特許のライセンス活動を活性化させるために、特許権者に金銭的インセンティブを与える制度を導入しています。例えば、英国知財庁 (UKIPO) は、特許権者に自身の特許を第三者に利用させようとするモチベーションを付与するため、ライセンス・オブ・ライト制度を導入しています。ライセンス・オブ・ライト制度とは、特許ライセンスを受けたいと希望する全ての者に非独占的通常実施権を許諾すると約束した特許権者に対して、特許を維持するために支払わなければならない特許更新費用を50%減額するという制度です。ドイツ特許商標庁 (DPMA) も、このライセンス・オブ・ライト制度と同様の制度を有しており、特許ライセンス活動を促進させようとしています。また、「3.1.」でも述べたように、UKIPO 及び DPMA は、これらの制度を通じて特許権者が第三者へ実施許諾することを約束したライセンス可能な特許についての情報をインターネット上で公開して、誰でも簡単にライセンス可能な特許を検索できるようにしています。

特許取得活動や特許ライセンス活動を支援する手段とし

て、税金制度を活用している政府もあります。税制を活用した特許ライセンス活動等の支援策の一つとして、特許ライセンスによって得られた収入に対する減税措置があげられます。

一般に、欧州、北米、東アジアの主要国では、特許ライセンスから得られる収入は、一般的な法人所得税率で課税徴収されます (OECD, 2006)。

しかし、特許から得られる収入に対する税金に関して、特別なインセンティブを与えている政府もあります。アイルランド政府は、アイルランド国内での研究開発の成果として生まれた特許をライセンスして得られた収益に対しては、税金を全額免除しています。また、スイス、ハンガリー、韓国では、特許ライセンスから生じた収益に対して税金の一部 (多くは50%) を免除しています (Warda, 2006)。

3.6. グローバルレベルでの特許権の質の向上

オープンイノベーション時代において、特許には、技術や知識の流通媒体としての役割が期待されています。

したがって、技術や知識の流通・普及を促進するためには、特許の法的権利としての安定性を向上して技術取引の信用を高めることが必要不可欠と言えます。

各国特許庁における特許の質向上のための取り組み

こうしたなか、米国特許商標庁 (USPTO)、日本特許庁、欧州特許庁 (EPO) などの主要な特許庁は、特許審査のワークロードの軽減及び国際レベルでの特許の質の向上を目的として、特許審査に関する業務協力を推進しています。

また、特許の質及び安定性の問題は、特許庁以外の政府機関でも議論されており、例えば欧州では、欧州委員会が、特許の質の向上が重要であるとの認識を示しています (EC, 2007; EC, 2008)、米国でも競争委員会が、“To Promote Innovation: The Proper Balance of Competition and Patent Law and Policy” において特許の質を向上させるための提言を行っています。

公衆を含めたオープンなメカニズムを活用した特許の質・安定性の向上

政府機関の能力に加え、公衆の知識も活用することによって特許の質を高めようとする取り組みも見られます。例として、USPTO が New York Law School Institute for Information Law and Policy と共同で試行を行っている Peer-to-Patent と呼ばれる公衆審査プログラムがあげられます。Peer-to-Patent とは、プログラムにレビュアー登録

を行った公衆が、Peer-to-Patentのウェブサイトを通じてUSPTOに係属中の特定の特許出願に対する先行技術文献を提出することができるようにする取り組みで、特許の質を向上させることを目的とするものです。2007年から2009年にかけて行われた2年間の試行期間中に2600人が特許のレビュアーとして登録を行い、180件の特許出願がピア・レビューの対象として公衆によるレビューを受けました。試行2年目終了後に行われた調査によれば、50%以上のUSPTO審査官が、Peer-to-Patentを通じて公衆から提出された先行技術文献は有益な情報であったと回答しています (Center for Patent Innovations at New York Law School, 2009)。

日本でも、特許庁が2008年にPeer-to-Patentの試行を行いました。試行では、16の出願人から合計39件の特許出願が日本版のPeer-to-Patentウェブサイトに掲載され、公衆によるレビューを受けました。250名以上がレビュアー登録を行い、38件の特許出願に対して137の先行技術文献が提出されました。さらに、137の先行技術文献のうち120が、ピア・レビュー・コミュニティ内での議論を経て、特許庁に実際に先行技術文献として提出されました。

3.7. 特許流通・共有プラットフォームの構築

いくつかの政府は、特許の流通及び共有を促進するための新たなプラットフォームの構築に積極的に取り組み始めています。日本、韓国及びフランスでは、先に述べたように、政府と民間企業が共同で知財ファンドを設立するという動きが出てきています。

こうした知財ファンドは、大学、研究機関、企業等から補完的な特許群を戦略的に集め、それらを束にしてライセンスするという機能を有しているため、特許技術の普及を促進する可能性を有しています。政府は、こうしたプラットフォームの構築を支援することによって、有用な知識・技術が既存の組織の壁を超えて流通し、革新的な技術が次々と創造されていくことを期待しているのです。

4. イノベーション促進のための知財システム構築のために

4.1. イノベーションの鍵となる新興する知財マーケットと知財ビジネス

これまでに述べたように、官や民による知識・技術の流通・普及を促進することを目的とした活動は大変活発に

なっていますが、特に知財スペシャリスト企業の様々な活動は、今後、知識・技術の流通・普及に極めて大きな影響を及ぼすようになる可能性があります。

前回の「後編—その1—」でも述べましたが、例えば、知財ブローカーや知財コンサルティング企業は、特許化された技術の流通を加速させるかもしれません (Benassi and Di Minin, 2009)。彼らは、特許ポートフォリオの構築支援、ライセンス活動の支援、知財活動の法的側面でのサポートなどを通じて、顧客企業が自身の特許をより戦略的に活用・取引することを支援するからです。

知財ファンドのようなビジネスモデルは、顧客企業に資金を供給することを通じて、それら企業が自身の技術を市場に出すことや、更なる研究開発を進めることに貢献するかもしれません。また、このビジネスモデルは、集めた知的財産権を束にして多くの者にライセンスすることを通じて、それら技術の円滑な普及にも大きく貢献する可能性を秘めています。

知財オークションや知財ライセンス権取引市場のようなビジネスモデルは、知財取引に関するプロセスの透明性、及び知的財産権の市場価値についての取引参加者の予見可能性を向上させ、効率的な知財流通市場の構築に大きく貢献するかもしれません。

また、今回紹介した防衛的特許収集や特許共有フレームワークのような取り組みは、特許技術へのアクセスおよびその利用の円滑化に貢献するもので、特定分野における技術開発を促進する可能性を秘めています。

更に、知財ファイナンスのようなビジネスは、知的財産を媒体として研究開発現場への資金供給経路を提供するインフラとして機能するものであり、研究開発の促進に貢献する可能性を秘めていると考えられます。

このように、イノベーションのオープン化が進み技術や知識の流通・普及の円滑化が必要不可欠となってきた近年のイノベーションエコシステムにおいて、知財スペシャリスト企業が果たす役割は大変重要になってきていると言えます。

4.2. 新興する知財マーケットからの課題

一方で、知財マーケットの拡大とそれに伴う知財スペシャリスト企業のビジネスモデルの進化は、知財システムに大きな課題をつきつけています。

知財スペシャリスト企業の多くは、知的財産権の売買やライセンスを事業の柱としています。そうした者のなかには、少しでも多くのライセンス料を得ようとアグレッシブ

に特許権を行使しようとする者も存在するため、特許技術を用いて実際に製品の開発や製造を行っている企業側（ライセンサー側）からすると不満の残る条件でライセンス契約を締結せざるを得ないケースや、ライセンス交渉がまとまらずに紛争に発展してしまうケースが多くなっているとの指摘がなされるようになってきています。この点、特許情報提供事業を行っている Patent Freedom社からは、米国では、自社では技術開発や製品化を行わず、自身の所有する特許に関連する製品やサービスを提供している他者に対して、積極的に権利行使してライセンス料を請求する者（こうした企業はNon Practicing Entity (NPE) などと呼ばれるようです。）が関係する特許訴訟の割合が増加しているとの報告がなされています（図1.参照）。



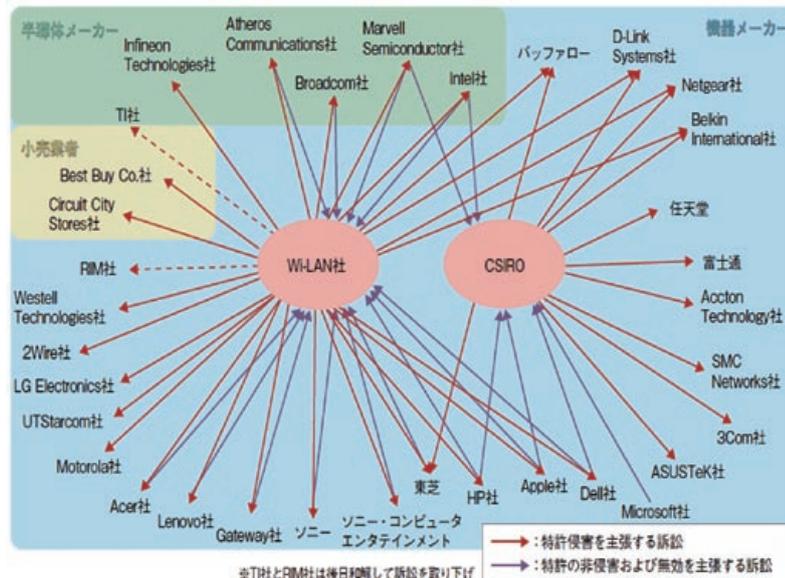
Source: Patent Freedom

図1 米国における当事者にNPEを含む特許訴訟の割合

いわゆるNPE問題としては、ワイヤレス通信端末ブラックベリーの開発・製造で有名なりサーチインモーション (RIM) 社と、製品の製造・販売等を行ってはいなかったものの通信技術に関する特許を所有していたNTP社との特許紛争において、NTP社がRIM社から6億1250万USドルの和解金を受け取った事件が有名です。

また、特許を用いてライセンス料を取得することを事業の柱とする企業と開発・製造を行っている企業との特許紛争は、特に技術標準に関係の深い分野で大きな問題となってきました。例えばJPEG標準に関するForgent Networks事件や、DRMA標準に関するRambus事件、映像圧縮技術規格に関するQualcomm事件などがあげられます。最近でも無線LANの分野において、WI-LAN(カナダ)とCSIRO(オーストラリアの研究機関)が、無線LANの標準規格である「IEEE802.11」に関する必須特許をめぐる多数の企業と特許訴訟を繰り返しているとの報告がなされています（図2.参照）。

特許権を活用して金銭的対価を得ようとするあまり、不合理なライセンス料を請求するといった者が今後多く現れてくると、特許の存在がかえってイノベーションを阻害することになってしまうのではないかと懸念する声も聞こえてきます。



『日経エレクトロニクス』2009年3月9日号p44図1「無線LAN関連訴訟が米国で頻発」

図2 無線LANに関する特許訴訟

4.3. イノベーションを支える知財システム構築に向けて

このように、知財スペシャリスト企業の活動および知財マーケットの発展は、イノベーション促進のために重要な役割を果たすと考えられる一方で、時に製品の開発・製造を非効率化する要因となる場合もあるという問題も顕在化してきています。

今後、特許システムをイノベーション促進の原動力としていくためには、政府は、知財マーケットの現状を正確に把握し、知識の創造及び流通を促進する効果的な知財マーケットの構築・発展を支援していくべきと考えられます。そのために政策立案者は、例えば以下のような取り組みを行っていくことも重要ではないかと思われます。

▶知識移転のための基盤整備

共同研究などのコラボレーション活動を活性化することは今後のイノベーション促進のために大変重要です。したがって、政策立案者は、大学、企業、公的研究機関間の円滑な交流を妨げるような障害や規制を取り除き、コラボレーション活動促進のための支援を強化していくべきと考えられます。また、技術移転に長けた人材を育成するための研修等の提供を拡充していくことも重要であると考えられます。

▶知財マーケットの透明性、予見可能性の向上

政策立案者は、取引参加者のインセンティブを奪わないように注意しつつ、知財取引に関する情報ができる限りオープンになるような枠組みを構築し、透明性・予見可能性の高い効率的な知財マーケットの構築を支援すべきと考えられます。

▶特許権の質の確保を通じた技術取引における信用強化

オープンイノベーション時代において、特許には、技術や知識の流通媒体としての役割が期待されています。したがって、技術や知識の流通・普及を促進するためには、特許の法的安定性を確保して技術取引の信用を高めることが必要不可欠となります。政策立案者は、引き続きグローバルなレベルで特許の質を向上させるための取り組みを強化していくことが重要と考えられます。

▶バランスのとれた特許システムの構築

過度に弱い特許制度、すなわち損害賠償制度などの救済制度が有効に機能しない特許制度の下では、企業等の研究開発への投資意欲は低下し、また発明者は自己の発明を秘

匿するようになり、技術や知識の創造・普及が活発化しないおそれがあります。逆に過度に強い特許制度は、特許を、専ら当該特許発明の利用者から法外な金額を奪い取るための道具として利用するというような、反競争的な行動をとる特許権者の出現を促してしまう可能性があります(OECD, 2004)。

以上のように、特許権者への過度に弱い救済や過度に強い救済は、何れもイノベーションの阻害要因となる可能性があります。したがって、特許権の保護を強化すると同時に、特許政策当局と競争政策当局とが協力関係を強化して、知財マーケットが効率的に機能する環境(マーケットにおいて、特許が反競争的に利用されることなく、特許取引が円滑に行われる環境)を整備するなど、イノベーション促進という観点からバランスのとれた特許システムを構築していくことが極めて重要であると考えられます。

▶企業などの知財戦略強化支援

イノベーションを促進するための知財システムの構築のためには、企業の知財戦略の強化という要素も必要不可欠となってきます。今後、企業は、技術開発から製品の販売まで、経営戦略と一体となった高度な知財戦略を構築し、実践していく必要があります。政策立案者には、必要な情報の提供や様々な啓発活動などを通して、企業の知財戦略強化を支援していくことが強く求められるようになると考えられます。

5. さいごに

「前編」でも書いたように、本稿は、筆者がOECDにおいてDominique Guellec氏と共に執筆した“The Emerging Patent Marketplace”(http://www.oecd.org/dataoecd/62/55/44335523.pdf)を基に作成したものです。OECDにおいてこの“The Emerging Patent Marketplace”を執筆するにあたっては、直属の上司でもあったDominique氏に大変お世話になりました。

Dominique氏は、数多くの有識者と意見交換する機会を与えてくれました。また、自身の人脈を駆使して多くの貴重な情報を収集し、提供してくれました。この場を借りてDominique氏に心から感謝の意を表したいと思います。

また、フランスへの赴任中、仕事、生活、その他様々な面で支援してくださった企画調査課をはじめとする特許庁の皆様にも感謝の意を表し、筆を置くことしたいと思います。

参考文献：前編の参考文献欄を参照。

参考資料 知財スペシャリスト企業の活動状況

企業・組織名	設立日	活動データ (従業員数、取引履歴など)	ビジネスモデル
RPX corp	2008	<ul style="list-style-type: none"> acquired more than 150 US patents and more than 60 US applications bought more than USD 90 million worth of patents 	Defensive patent aggregation
Allied Security Trust	2008	<ul style="list-style-type: none"> USD 250 000 to join AST and USD 5 million to fund buying patents 	Defensive patent aggregation
Open Invention Network	2005	<ul style="list-style-type: none"> acquired more than 275 patents and patent applications 	Defensive patent aggregation
Eco-Patent Commons	2008	<ul style="list-style-type: none"> pooling about 100 eco-friendly patents pledged by 9 companies 	Initiative for free sharing of patents
DRI Capital	—	<ul style="list-style-type: none"> investment management company, focused on investing in royalty stream in the healthcare industry, with over USD1 billion under management currently manages two funds: the Royalty Monetization Fund and the Structured Finance Fund acquired over USD 850 million in royalty-based cash flows on commercialised products (in 2007 alone, deployed about USD 450 million with royalty acquisitions on products such as Enbrel, Flumist, Preotact and PEG-INTRON) 	IP based financing (IP structured finance)
Royalty Pharma	1996	<ul style="list-style-type: none"> investment management company focused on investing in royalty stream in the healthcare industry in 2007, realised royalty revenue of USD 385 million (USD 200 million in 2006, USD 161 million in 2005, USD 122 million in 2004, USD 67 million in 2003) has acquired various royalty streams (USD 700 million purchase of the Lyrica® royalty from Northwestern University, USD 650 million purchase of the Remicade® royalty from New York University, etc.) 	IP based financing (IP structured finance)
Cowen Healthcare Royalty Partners	2007	<ul style="list-style-type: none"> focused on investing in royalty stream in the healthcare industry, with over USD 500 million under management invested USD 65 million in Dyax Corp, USD 52.5 million in Aeterna Zentaris, USD 22.5 million in Artes Medical, USD 105 million in LifeCycle Pharma 	IP based financing (IP structured finance)
Paul Capital Partners	1999	<ul style="list-style-type: none"> 15 employees investment funds, focused on investing in the healthcare industry, with USD 1.6 billion in capital under management has closed about 40 investments (e.g. Aston University, Imperial College, Cancer Research Technology) 	IP based financing (IP structured finance)
Patent Finance Consulting	2004	<ul style="list-style-type: none"> manages JPY 10 billion (about USD 11 million) fund invested in 4 projects 	IP based financing (IP structured finance)
Innovation Network Corporation of Japan	2009	<ul style="list-style-type: none"> has an investment capacity of about JPY 900 billion (about USD 9.6 billion) plan to invest in innovative inventions 	IP based financing (Innovation investment fund)
Altitude Capital Partners	2005	<ul style="list-style-type: none"> raised USD 250 million to invest in businesses holding valuable intellectual property assets as of September 2008, closed 16 transactions investing/committing about USD 120 million invested USD 8 million in Deep Nines invested USD 35 million in VISTO corp. invested USD 6.25 million in MercExchange 	IP based financing
Coller IP Capital	—	<ul style="list-style-type: none"> plan to invest USD 200 million a year in IP 	IP based financing
NW Patent Funding	2006	<ul style="list-style-type: none"> manages USD 50-100 million fund 	IP based financing
New Venture Partners LLC	2001	<ul style="list-style-type: none"> has founded and funded more than 50 technology ventures from the R&D labs and business units of global technology corporations manages USD 275 million fund 	IP based financing

profile

柳澤 智也 (やなぎさわ ともや)

- 1998年3月 東京大学工学部社会基盤工学科卒業
- 1998年4月 特許庁入庁
- 2002年4月 特許審査第一部自然資源 審査官
- 2003年8月 特許庁調整課審査企画室 審査企画係長・特許審査部企画委員会幹事
- 2004年8月 特許審査第一部事務機器 審査官
- 2005年7月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
- 2007年1月 特許庁技術調査課 課長補佐・企画係長
- 2007年6月 特許庁企画調査課 課長補佐・企画係長
- 2008年7月 OECD 科学技術産業局経済分析統計課 エコノミスト・政策分析専門家
- 2010年7月 特許庁調整課審査基準室 室長補佐・基準企画班長

【著書】

THE EMERGING PATENT MARKETPLACE
 OECD STI WORKING PAPER, 2009/12
 Directorate for Science, Technology and Industry, OECD

Tomoya Yanagisawa and Dominique Guellec
<http://www.oecd.org/dataoecd/62/55/44335523.pdf>

INTELLECTUAL PROPERTY SYSTEM FOR PROMOTING INNOVATION
 Directorate for Science, Technology and Industry, OECD, 2010/03
 Dominique Guellec, Tomoya Yanagisawa and Hélène Demis

New Intellectual Property Policy for Pro-Innovation - Intellectual Property System as Global Infrastructure
 Japan Patent Office, 2008/08
www.jpo.go.jp/torikumi_e/puresu_e/pdf/press_new_intellectual_property_policy/report_e.pdf

イノベーション促進に向けた新知財政策 ～グローバル・インフラストラクチャーとしての知財システムの構築に向けて～
 特許庁, 2008年

肥塚、門田、小野、若月、坂本、鹿兒島 (敬称略) らと共同執筆。筆者は第2章後半及び第3章を執筆。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/kenkyukai/pdf/innovation_meeting/report_japanese.pdf

【その他】

知的財産のための流通市場の出現に関する調査レポート
 カリフォルニア大学バークレー校オープンイノベーションセンター
 Henry Chesbrough, 2006/03 (筆者はアドミニストレーターとしてプロジェクトに参加。)
<http://www.rytu.inpit.go.jp/download/download/H17esm-j.pdf>